

いろいろな相談窓口

認知症介護家族交流会

認知症の人を介護している家族が集まり、ともに考え励まし合い、認知症や介護について学びあうための交流会です。

サービスの内容

- 開催日時：毎月開催 13:00～15:00（偶数月は、若年性認知症介護家族交流会）
- 開催場所：総合保健福祉センター「アシスト21」、生涯学習センターなど
- 相談対応：NPO法人 老いを支える北九州家族の会

費用（自己負担額）

- 無料

利用方法

○事前にお問い合わせの上お越しください。

問合せ	保健福祉局 認知症支援・介護予防センター	電話 522-8765
-----	----------------------	-------------

認知症・介護家族コールセンター

ご本人や家族などが抱える不安や悩みなどを、認知症介護の経験者に電話相談できます。
(いっしょに なやむ)

○電話番号 0120 - 142 - 786 (または 093 - 522 - 0150)

サービスの内容

- 受付時間：火曜日～土曜日（祝・休日、年末年始は休み）10:00～15:00
- 相談対応：NPO法人 老いを支える北九州家族の会
※認知症支援・介護予防センター相談室にて、面接による相談も行っています。
(面接相談には事前申込みが必要です。)

費用（自己負担額）

- 無料

問合せ	保健福祉局 認知症支援・介護予防センター	電話 522-8765
-----	----------------------	-------------

高齢者排泄相談

主に尿もれや頻尿、尿失禁、あるいはおむつ等の選び方・使い方など、排泄ケアに関する電話相談窓口です。高齢者やその家族、ケアマネジャーなどの高齢者を支援する方々の相談にも対応します。面談による相談も受け付けています。

サービスの内容

■排泄ケア電話相談「さわやか相談ダイヤル^{オムツゼロ}0620」

TEL: 0120-54-0620 (または 093-511-0620)

- 受付時間：月曜日～金曜日（祝・休日、年末年始は休み）9:30～16:30
- 対応者：排泄ケア専門の相談員
- 設置場所：福祉用具プラザ北九州
(北九州市小倉北区馬借一丁目7-1 総合保健福祉センター「アシスト21」1階)

サービスを利用できる人

- 上記の相談を希望する人

費用（自己負担額）

- 無料

利用方法

○直接窓口にお電話ください。

問合せ	保健福祉局 認知症支援・介護予防センター	電話 522-8765
	福祉用具プラザ北九州	電話 522-8721

高齢者・障害者あんしん法律相談

支援が必要な高齢者、障害のある人及びその家族が抱える、「借地・借家」「相続」「借金」「金銭管理」「近隣とのトラブル」など、民事・刑事上の法律に関わる問題について、福岡県弁護士会北九州部会による法律相談を行い、必要に応じて、法律分野の相談窓口を案内します。

サービスの内容

- 窓口相談 ①日 時……毎月第3木曜日 13:00～17:00
- ②場 所……各区役所保健福祉課高齢者・障害者相談コーナー
- ③相談対応……弁護士、保健福祉課職員
- ④相談時間……1人につき30分～1時間

- 出前相談 必要に応じて実施します。

「常時介護が必要であり、家を空けられない」「心身機能の低下等で転倒の危険性が高い」「障害があり外出できない」など高齢者・障害者相談コーナーにおいて訪問が必要と判断した場合については、弁護士との同行による出前法律相談を行います。

サービスを利用できる人

- おおむね65歳以上の支援が必要な高齢者及びその家族
- 障害のある人及びその家族
- 支援が必要な高齢者等とのトラブルに巻き込まれている近隣住民

費用(自己負担額)

- 無料

利用方法

- 各区役所高齢者・障害者相談係にお申し込みください。(相談の3日前まで)

問合せ	各区役所高齢者・障害者相談係	裏表紙参照
-----	----------------	-------

高齢者等住宅相談

介護を必要とする高齢者や障害のある人等の住まいの改良に関する一般的な相談や、高齢者仕様の住宅建築等への改造に関する専門的な相談を行い、これらの人々の在宅生活を支援します。

サービスの内容

- 開催日時：月曜日～金曜日 随時(電話予約制)
- 開催場所：各区役所保健福祉課高齢者・障害者相談係
- 実施内容：建築士などが相談を行います。
- 訪問相談：必要な場合には、専門のチームが訪問し、手書きの図面などを作成して改造に関する具体的なアドバイスを行います。

※専門のチーム……○建築士 ○理学療法士または作業療法士 など

サービスを利用できる人

- 上記の相談を希望する人

費用(自己負担額)

- 無料

利用方法

- 各区役所高齢者・障害者相談係にお申し込みください。

問合せ	各区役所高齢者・障害者相談係	裏表紙参照
-----	----------------	-------

介護保険相談

介護保険サービスに関する苦情については、利用者及び事業者の当事者間で解決されるべきものですが、各区役所の介護保険担当などでも必要な助言を行っています。当事者間で解決を図ることが困難な事例などについては、学識経験者、利用者代表からなる「北九州市高齢者支援と介護の質の向上推進会議」を設置し、その意見を踏まえ対応します。

問合せ

各区役所保健福祉課 介護保険担当

裏表紙参照